

# のほけんだより

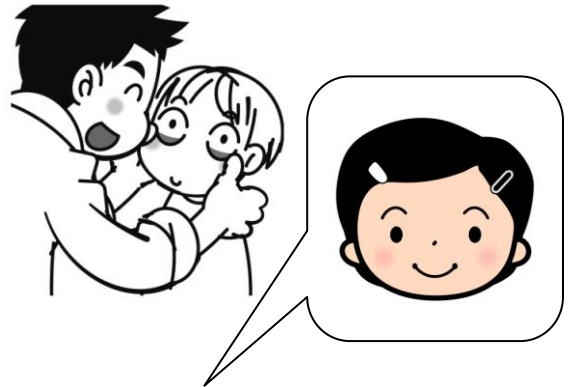
H26. 5. 7  
No.5  
神浦小 保健室



## がんかけんしん 眼科検診

☆目に治療が必要な病気がないか、目に異常がないかみていただきます。

- 1 検診日時・・・5月8日(木) 11:25~
- 2 検診場所・・・保健室
- 3 担当医・・・総合病院 眼科 和田先生
- 4 注意すること・・・準備



・・・前髪が長い人は目にかからないように切るか、ピンでとめておきましょう。

検査の結果、異常が見つかった人には、治療のすすめを配付します。状態によっては水泳の授業に配慮が必要となりますので、眼科の病院を受診していただきます。

視力検査の結果、視力が B (0.7~0.9) C (0.3~0.6) D (0.2以下) のみなさんに視力検査カードを配りました。眼科を受診するときにはこのカードを持って行ってください。なお、このカードは6年生まで使います。しばらく受診する予定がない場合は、一度学校までお返しく下さい。

視力検査カードを配付しました

！ 視力が下がっていたら・・・  
目の使いすぎと見るものが近すぎるのは、あまりよくありません。

こんなことに注意しましょう



本やパソコンの画面からは30cm以上、テレビの画面からは2m以上はなれる。



暗がりの中で、勉強や読書をしてはいけない。



ゲームやパソコンは、1時間以上続けられない。

♡ときどき遠くを見たり、まぶたを閉じたりして、目を休ませましょう。

# 「災害共済給付制度」について

学校管理下での災害があった場合、医療費や見舞金の給付を受けることができます。

## 学校の管理下って？

<p><b>1 授業中（保育中を含む）</b> 例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など</p> 	<p><b>2 学校の教育計画に基づく課外指導中</b> 例 部活動、林間学校、臨海学校など</p> 
<p><b>3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中</b> 例 始業前、業間休み、昼休み、放課後</p> 	<p><b>4 通常の経路及び方法による通学（園）中</b> 例 登校（登園）中、下校（降園）中</p>  <p><b>5 その他</b> 寄宿舎にあるとき</p>

## こんなときに給付金をお支払いします

 <p>授業中にはさみで指を切る</p>	 <p>遠足で虫に刺される</p>	 <p>休憩時間に鉄棒から落下</p>	 <p>通学中に自転車で転倒</p>
 <p>休憩時間に階段から滑って転倒</p>	 <p>部活動中の熱中症</p>	 <p>学校給食などによる食中毒</p>	 <p>部活動試合中の転倒</p>

自転車通学が認められている場合

**障害** 負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）  
**死亡** 学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

参考資料  
独立行政法人日本スポーツ振興センターHPより

### ■給付の対象

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上（3割負担で1,500円以上を負担）の場合、給付の対象となります。

本日、この災害共済給付制度掛け金についての文書を配付しています。  
児童一人当たり460円をお願いしておりますので、5月13日までに納入袋にお釣りのないように入れて納金をお願いいたします。